

森林減少防止のための途上国取組支援事業（新規）

1．趣 旨

平成19年12月に開催された第13回気候変動枠組条約締約国会合（COP13）において、京都議定書の第1約束期間後に向けてのルールづくりに関して議論が行われ、「途上国における森林減少・劣化に由来する二酸化炭素の排出削減（REDD）」等の問題について平成21年のCOP15までにルール作りを完了することで合意された。REDDの取組を推進するに当たっては、途上国関係者の役割は非常に大きい。現状では具体的取組や国際議論への参加の状況に関し、各途上国間の能力に大きな差が見られる。

このため本事業では、一定規模の森林を保有しREDD参加への大きな潜在力を有しながらREDDへの取組体制が十分整備されていないインドシナ諸国等を対象として、REDDに関する現場レベルの取組や衛星画像解析等技能向上を支援するとともに、各国間での情報共有や人材育成を促進する。

2．事業内容

（1）現場レベルの活動支援

途上国関係者の参加の下で、現場レベルの活動を通じて、森林減少・劣化対策の具体的取組内容や実際に排出削減につながる有効な取り組みについて経験・知見を蓄積する。

（2）モニタリング、要因把握、将来予測等の技術開発

REDD議論の動向等を踏まえつつ、衛星画像解析や現地調査等による森林減少・劣化（面積ベース・炭素ベース）の技術を開発する。

（3）専門的人材の研修

森林減少対策活動の企画や衛星モニタリング等の技術面の課題に対応可能な政府関係者、研究者等の専門的人材育成のための研修を実施する。

（4）ワークショップ等を通じた情報共有

中央及び地方の政府職員、NGO、現地住民等を対象として、アジア、アフリカ、中南米など地域ワークショップ開催等により国際的な動きに関する情報提供や意見交換等を実施する。

3．事業実施主体

民間団体

4．補助率

定 額

5．事業実施期間

平成21年度～25年度（5年間）

6．平成21年度予算額

45,000千円（0）千円

（林野庁計画課）